



# 精神科看護管理ニュース

Vol. **14**

発行 日本精神科看護協会

2015/05/07

## 1 精神科病棟における身体合併症ケア等に関する調査結果のお知らせ

一般社団法人日本精神科看護協会（会長・末安民生）では、平成28年度診療報酬改定に向けて、精神科病棟における身体合併症ケア等の状況を把握するために、会員施設にご協力いただき実態調査を実施しました。本調査にご協力をいただいた施設職員の皆様に心より感謝申し上げます。

その結果、現在、治療・看護を要する身体合併症を有する患者の割合が31.5%であり、精神科病棟に入院している患者（n=22,355名）の概ね3人に1人が、何らかの身体合併症を併発していることが明らかになりました。身体合併症の内訳として多い疾患は、「糖尿病」「虚血性心疾患」「肝炎」「脳血管疾患」「肺炎」「がん」という順でした。病棟種別で見ると、身体合併症や認知症（高齢者）の専門病棟以外の病棟にも、身体合併症を有する患者が2～3割入院していました。

また、日常の基本動作（ADL）の可否については、「寝返り」「起き上がり」「座位保持」「食事摂取」のいずれか1項目以上の動作を自力でできない患者が、全入院患者の中で13.9%いるという結果がでました。

今後は本調査結果などを参考にしながら、精神科病院における身体合併症ケアに必要な医療機能と看護人員等について検討を実施し、平成28年度診療報酬改定に向けて要望を行っていく予定です。なお、本調査結果（概要版）は協会ホームページ「看護管理者の部屋」に掲載しています。

## 2 障害福祉サービスの報酬改定が行われました

4月1日より、障害福祉サービス等の報酬改定が行われました。平成27年度の障害福祉サービス等料金の改定率は大臣折衝により±0%となりました。

平成27年度報酬改定では、福祉・介護職員の処遇改善として、現行の福祉・介護職員処遇改善加算に更なる上乘せ評価（福祉・介護職員の賃金月額1.2万円相当分）を行うための、新たな区分が創設されました。また、障がい児・者の地域移行・地域生活の支援として、施設・病院からの地域移行支援、計画相談支援、生活の場としてのグループホーム等が充実することになりました。

地域移行支援については、サービス利用の初期段階における医療機関からの訪問や、利用者の生活状況の把握にかかる労力を評価する加算が創設されました。グループホーム（共同生活援助）について

1/2

- 本ニュースは毎月1～2回、配信を希望された日精看会員の方々にメールかFAXでお送りしています
- 本ニュースのPDFは日精看ホームページ「看護管理者の部屋」でダウンロードできます
- 配信の中止、配信先の変更は、日精看事務局までお知らせください
- 日精看事務局 〒108-0075 東京都港区港南2-12-33 品川キャナルビル7F tel 03-5796-7033 fax 03-5796-7034

は、夜間支援従事者1名が少人数の利用者に対して支援した場合を適切に評価するため、夜間支援等体制加算（I）の中に3人以下の利用者を支援した場合の新たな区分がつけられました。また、介護サービス包括型で障害支援区分の高い利用者に対する報酬が充実するように見直されました。

その他の項目や改定後の報酬単価等については、協会ホームページ「看護管理者の部屋」に掲載している厚生労働省資料のリンクからご覧ください。

### 3 今国会に医療法の一部を改正する法案が提出されました

政府は4月3日に、地域医療構想を達成するための1つの選択肢として「地域医療連携推進法人制度の創設」などを盛り込んだ医療法改正案を閣議決定し、今国会に提出しました。

地域医療連携推進法人制度とは、病院相互間の機能の分担と業務の連携を推進することがねらいで、複数の医療機関を一体で運営する法人が、医薬品等を共同で購入したり、グループ内で人員や資金をやりくりしたりすることを可能にする制度です。

本制度に参加する法人は都道府県知事の認定が必要になります。参加できる法人は、病院等の医療機関を開設する医療法人等の非営利法人ですが、介護事業等の地域包括ケアシステムの構築に貢献する事業を行う非営利法人も参加することが可能で、病院や診療所のほか、介護事業も一体的に運営できるようになっています。

また、医療法人制度の見直しとして、医療法人の経営の透明性の確保とガバナンスの強化に関する規定と医療法人の分割等に関する規定などが整備されることになりました。

詳しくは、協会ホームページ「看護管理者の部屋」に掲載している資料をご覧ください。

### 4 平成27年度「看護実習指導者講習会」の申し込みを受け付けています！

当協会では厚生労働省が示す基準に則り、看護学生の臨地実習を指導する指導者を養成しています。主たる実習施設では、看護実習生が実習する看護単位には、学生の指導を担当できる実習指導者が2名以上配置されることが望ましいとされており、この講習会を修了することで実習指導者として届け出ることができます。

研修会場は東京研修会場（品川）と京都研修センターに分かれ、それぞれ別日程で開催します。東京、京都ともに6月からスタートしますので、お早めにお申し込みください。

詳しくは、お手元の「平成27年度看護実習指導者講習会のご案内」もしくは、協会ホームページ「教育事業」に掲載している同案内（PDF）をご覧ください。

- 本ニュースは毎月1～2回、配信を希望された日精看会員の方にメールかFAXでお送りしています
- 本ニュースのPDFは日精看ホームページ「看護管理者の部屋」でダウンロードできます
- 配信の中止、配信先の変更は、日精看事務局までお知らせください
- 日精看事務局 〒108-0075 東京都港区港南2-12-33 品川キャナルビル7F tel 03-5796-7033 fax 03-5796-7034